

平成22年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 平成22年9月24日（金） 午後2時00分～3時10分
- 場 所： 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室
- 出席者： （敬称略）
 - <委員>
 - 桑田智、石見龍也、中川さゆり、近藤優子、永井敦、岩崎京子、河井文、羽生朝子、大木道子、石橋直美、犬飼知子、清水真由美、古寺久仁子、見ル野一太
 - <事務局>
 - 障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、石原事務職員、望月事務職員
- 議 事
 - 1 会議録について
 - 2 事務局からの報告事項について
 - 3 相談支援部会からの報告について
 - 4 府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会からの検討課題について
 - 5 次回日程について
 - 6 その他
- 資 料
 - 資料1 平成22年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録（案）
 - 資料2 事務局からの報告事項
 - 資料3 平成22年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会会議（報告）
 - 資料4 心身障害者福祉センター事業検討専門部会における、事業見直しについてのまとめ

1 開会

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより平成22年度第2回府中市障害者等地域自立
支援協議会会議を始めさせていただきます。

なお、本日は鈴木委員、葛岡委員、阿保委員、渡辺委員より都合により欠席との
ご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、ここからは進行のほうを河井会長にお願いいたします。

2 議事

(1) 会議録について

会長： みなさん、こんにちは。お忙しいところありがとうございます。ただいまから会
議を始めたいと思います。議事に入る前に傍聴をご希望の方がいらっしゃいました
らお入りいただきたいと思いますが、今日はいかがでしょうか。

事務局： はい。傍聴希望とのご連絡をいただいている方がいらっしゃるのですが、到着が
おくれていらっしゃるようですので、到着次第ご入場していただきたいと考えてお
ります。

会長： わかりました。傍聴ご希望の方が到着次第お入りになるということですので、よ
ろしくお願いいたします。

ではお手元のレジユメに沿って会議を進めていきます。まずはじめに、1番「会
議録について」、事務局のほうから資料の説明をお願いします。

事務局： 資料1について、特に内容に問題がなければ、このまま会議録として公開させてい
ただきたいと考えております。何か修正点等ございましたら、この場でご意見をいただけれ
ばと思います。よろしくお願いいたします。

会長： 議事録については事前に配付されていたと思いますが、今日までに何もご連絡が
なかったということで、このままでよろしいでしょうか。それともこの場で何かこ
こは訂正してほしいというところがあれば伺いたいと思いますが、よろしいですか。

(発言者 なし)

会長： では、このまま公開の手続をよろしくお願いいたします。

(2) 事務局からの報告事項について

会長： では、続きまして、議事の2番「事務局からの報告事項について」説明をお願い
します。

事務局： それでは資料2にしたがいまして、皆様に4点ご報告をさせていただきたいと思
います。まず①「支援会議報告書の提出状況について」ですが、現在のところ、5件
報告書のご提出をいただいております。

提出元の内訳は、居宅介護事業所から1件、相談支援事業所から4件となっております。おおまかな内容といたしましては、「高齢者支援施設との連携が必要である」というものや、「高等学校卒業後の進路が不足している」というような報告でした。まだ定例会での調整が済んでいないものもございますので、これから調整をいたしまして、次回の全体会で改めて皆様にご報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして②「支援会議報告書の送付について」ですが、前回の全体会におきまして、「児童福祉施設にも追加で送付を」というご意見がございましたので、送付先について定例会で検討をさせていただきました。

児童福祉施設につきましては、自立支援法の指定の施設と違い、障害者福祉課では誰がどこの施設を利用しているかという把握が難しい現状もございますので、まずはじめに、府中市に所在する施設には送付をさせていただこうというところで、都立多摩療育園と都立府中療育センターに送付をしたい思っております。特に異議がなければ、本日の会議終了後にお送りさせていただく予定です。

また、ほかの児童福祉施設につきましても、随時調査を行いながら、府中市民の方が多くご利用なさっている施設等が把握でき次第、追加で送付させていただこうかと思っております。

続きまして③「身体・知的障害者相談員研修について」ですが、こちらは東京都からの委託事業として、身体障害者相談員・知的障害者相談員というものを市に設置しております。

年に一度相談員の方に対して研修を行っているのですが、研修内容は毎年さまざま、例えば昨年度は「障害のある方の就労について」がテーマでした。

今年度は10月19日に研修があるのですが、テーマとして地域自立支援協議会を取り扱いたいということですので、事務局が講師を務めさせていただきまして、自立支援協議会の紹介や、支援会議報告書についてご案内させていただいて、今後は相談員の方からも報告書を提出していただけるような体制をつくってまいりたいと思っております。

最後に④「多摩地域自立支援協議会交流会について」ですが、こちらは、都の指定相談支援事業者については東京都から直接、それ以外の自立支援協議会の委員の皆様には市のほうからご案内をさせていただきましたが、9月29日に立川市女性総合センターというところで開催されます。

東京都からは、座席に若干余裕があるということで連絡をいただいておりますので、もしご出席を希望される方がいらっしゃいましたら、本日の会の最後で結構ですので、お申し出いただければと思います。事務局からの報告は以上となります。

会長： ありがとうございます。事務局から4点報告していただきました。

①については、こういうことだという報告ですので特に問題ないかと思っております。②の「支援会議報告書の送付について」で、特に児童に関してということで、前回

ある委員からご指摘いただきましたが、当面はこの2件ということですが、ほかのところにも、というご意見があれば伺いたいのですが。

委員： 先ほどの事務局の方針で結構だと思います。

会長： わかりました。では、今後府中市民が多く利用するところで該当すると思われるところには拡充していくということで、事務局のほうで対応していただきたいというふうに思います。

③の「身体・知的相談員研修について」、何かご質問、ご意見等ありますか。意見といっても、「研修をします」という報告ですので難しいかもしれませんが、こういったところで自立支援協議会ならびに支援会議報告書について周知徹底を図っていききたいということです。特にこういったことを強調してもらいたい、というようなことがあれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言者 なし)

会長： よろしいですか。では、続きまして④の「多摩地域自立支援協議会交流会について」なんですが、これは副会長がシンポジストとして出席されるということで、皆様のほうにご案内は行っているかと思えますけれども、都合がつくようだという事であれば、ご連絡いただきたいと思えます。

(3) 相談支援部会からの報告について

会長： それでは、次、議事の3番「相談支援部会からの報告について」、まず事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： それでは皆様、資料3をご覧ください。

相談支援部会ですが、第1回の全体会において、相談支援体制をどのように充実させていくかをより詳しく検討するために、新しく設置しようということで、できあがった専門部会となります。名称につきましては、会長、副会長と相談しながら決定いたしました。そして、第1回の会議が9月16日木曜日に開催されましたので、その会議の内容について、簡単に報告させていただきます。

細かなところは資料3にまとめてありますので、後ほどごらんいただければと思いますが、まず、相談支援部会の設置目的については『回数も時間も限られた全体会で効率的な話し合いを行うために、事前に課題や問題点を分析、整理するために設置する』ということになっております。この専門部会で整理された課題等につきましては、この全体会の場で協議検討していただきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

次に、市内の相談支援体制についてですが、イメージ図を事務局のほうで作成いたしましたして、相談支援の体制について再確認していただきました。そのイメージ図というのは、資料3の後ろから2枚目に「相談支援部会資料2」ということで添付させていただいております。

特にご確認いただいた点として、市と委託相談支援事業所、関係機関というのは、お互いに協力し合う体制にあるということ。それから、市の中には障害福祉の部門のほかにも高齢者福祉、生活保護、子育て支援といったさまざまな部門があって、それぞれの部門で相談業務を行っているということ。それから、市民の方というのは、どこの窓口で相談をしても構わないのだということ——特に相談する優先順位ですとか、必ずここに相談しなければいけないというようなルールはないということを確認していただきました。

次に、委託相談支援事業所と障害者福祉課における平成21年度の相談支援の実績を、数字で確認していただきました。このデータは、資料3の一番後ろに「相談支援部会資料3」ということで添付しております。

このデータをご覧になった委員の皆さまのお声としては、委託相談支援事業所だけでなく、市にもかなりの件数の相談が寄せられていることがわかったということ。それから「②支援方法」と書いてあるところで、個別支援会議とか関係機関と書いてある——これは関係機関同士の調整のことですが、そういったものが既に数多く行われているんだということがわかった、というようなものがありました。

なお、ただいまご覧いただきました「②支援方法」のところの「個別支援会議」というのは、例えばAさんという障害がある方がいらっしゃったときに、実際にAさんの支援にあたる関係者が集まって、これからどうやってAさんの支援をやっていこうかという検討や調整を行う会議のことを指しております。

ここでひとつ確認ですが、先だってからずっと話をしております「支援会議報告書」については、個別支援会議の中で見つかった課題を報告していただくということになってはいますが、こちらでいう「個別支援会議」も、同様の趣旨の集まりとなっております。

また、会議の形式によらずに電話等で調整を行った場合は、「②支援方法」においては「関係機関」という欄に計上されていますので、もしかすると個別支援会議の欄を見て「少ないな」と感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう振り分けになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

次に、委託相談支援事業所の周知徹底について、検討をしていただきました。これは、全体会において「委託相談支援事業所のことを知らなくて、どこにも相談できない人がいます」という意見がありましたので、本当に委託相談支援事業所の周知ができていないのかどうか、もし情報が行き届いていない人がいるとすれば、それは具体的にどういった状況の方なのか、また周知を進めるにはどういった方法をとればいいのかを検討していただきました。

その結果、相談件数を数字でごらんいただいたこともあり、委託相談支援事業所の周知そのものは十分できている。ただし、先ほどのイメージ図のような「市全体の相談支援体制」そのものをご存じない方も、中にはまだまだ多くいらっしゃるのではないかと、という結論が出ました。

相談支援体制を知らないであろう方として、資料3の2ページ目の「イ」に①から⑥まで6通りの方を挙げさせていただいているのですが、こういった方については、相談支援体制はもとより、障害者のサービス全般に関する情報が得にくい状況にあるのではないかと、という意見が多数出ておりました。

周知を進める方法として、学齢期にある方につきましては学校を通しての周知、病院とのつながりが比較的強いと思われる内部障害の方や、中途障害者の方につきましては、病院の医療ソーシャルワーカーとの連携により周知が進められるのではないかと考えられます。

また、地域ごとにその地域担当の民生委員がいらっしゃいますが、現状ではあまり民生委員の方の力の活用ができていないのではないかとということで、民生委員の方に窓口になっていただくことができれば、市などと障害者の方を間であつなく役割を果たしていただけるのではないかとというようなご意見もありました。

次に、ひきこもりなど支援の輪に繋がっていない人への対策についてということで、前回の協議会で「ひきこもりなど相談に来ない、来ることができない方に対して訪問して相談を受けるといったことが必要になってくるのではないかと」という意見が出たのを受け、詳しく検討いたしました。

ひきこもりの方に対しては、今後「訪問支援」というのが重要になるということについては、皆さん共通の認識を持っていましたが、まずひきこもりの方の存在を把握すること自体が難しいということ。それから、相談したいという意思のない方を突然訪問することで、逆に不快感を与え、結果として今後の支援につながらなくなってしまうような恐れがあるなど、さまざまな課題もあるので、すぐに解決させることのできない問題である、というようなご意見が多く出ていました。

よって、この議題については、今後も継続的に考えていくとともに、まずは地域の関係者がこのような問題があるということ認識することが重要であると考えられます。

最後に、関係機関同士の連携——顔の見える関係性作りについてですが、こちらも全体会の中で、障害福祉分野において関係機関の職員が集まる機会が現状ほとんどなく、相手の顔を知っているかどうかで相談のしやすさが変わってくるので、顔の見える関係性づくりが必要だというご意見があったのを受け、連携するにはどうしたらいいかを具体的に検討するとともに、関係作りの必要性について検討しました。

結果として、出席したすべての委員が、顔合わせの必要性を感じていらっしゃいましたが、多忙な現場の方たちが一堂に会するのはなかなか難しいだろうということもありまして、いきなり自立支援協議会が主催して皆さんが集まるような場所を設けるということではなく、何か既存の関係機関が集まるような場所を見つけて、少しずつ懇談の機会を設けられないだろうかという方向で検討していきたいということで、まとめられました。

今回の相談支援部会はこのような形で進められましたが、今期中にもう一度会議を

行う予定ですので、ただいま報告させていただいた内容につきまして、全体会からご意見などあればぜひ伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上です。

会長： ありがとうございます。この資料につきましては事前配付ではなく、今日初めてご覧になられているということで、内容全体を見ることは時間的に難しいかと思えますけれども、そもそも自立支援法の中で相談支援事業というのが中核的なものであるという認識の中で、府中市の相談支援事業はどうなんだろうかということが前回の全体会の中で話し合われて、専門部会で府中市内の相談支援事業が現状どうなのかということを確認しましょうということが、第1回の主な内容でありました。

その中で確認できたのは、基本的には必要と思われる情報は周知されているし、いろいろ周知する方法も工夫されているんだけど、さっき挙げられたような中途障害の方であるとか、発達障害の方であるとか、なかなか医療機関とか福祉的なそういったものにつながっていない人に関しては、そういったものが伝わりにくい状況にあるということを確認いたしまして、今後はそういった方たちへのアプローチをどうするかというところで、市長に対する提言をまとめていくという方向になるかと思えます。

学齢期の方については、特別支援学校はまだそういった情報に触れやすい。しかし、普通学校の特別支援学級であるとか、または普通学級にいらっしゃる発達障害の方たちは、なかなかそういったものに触れる機会が少ないであろうということで、そういったところの連携を強めていかないと、特に自閉傾向のある方に関しては、小さいうちからきちんとした療育環境が保障されないと、大きくなってどんどん障害が重度化していく危険性もあるので、そういった部分のアプローチは今後必要になりますよね、というようなことを確認いたしました。

あとは、個別支援会議の話がいろいろ出たんですけども、実績表を見せていただいたときに、「個別支援会議って結構やっているんですね」という意見が確かに出たんですね。個別支援会議がなんで大事かっていうと、例えばさっき出たAさんに関する支援を検討する中で、みんなが集まってそのAさんに対する共通の認識をきちんと持って、同じ方向に向かって支援をしていくというところが、やっぱりその人にとってベストな支援につながるということで、できれば個別支援会議を開いていただくのが、その人にとっては望ましいよねというような話をしました。特に精神の方に関しては、個別支援会議をしていろいろな支援の計画を立てた方と、そうではなく個別の一つ一つのやりとりの中で支援計画を立てた方と比べると、やはり個別支援会議を開いてそういった支援の方法を決定した方のほうが、よりきめ細かな支援を受けられるケースが多いというような指摘がありました。

もちろん、個別支援会議は必要に応じて開かれるので、たくさん増やしましょうとって増えるものではないんですけども、利用者の立場からすれば、状況が許す限り、極力そういった関係者が連携を図れる状況をつくっていただきたいという

意見が出ておりました。

ざっくりとした説明なので、イメージもわきにくいかとは思いますが、この報告に関して何かご質問、またはもう少しこういうふう考えたほうがいいんじゃないかというような点がありましたらご指摘いただきたいと思います。

委員： 今、相談支援部会資料3を見させていただきまして、③の「支援内容」のところではかなりの件数があるなというふうに見ていました。この中で「保育・教育に関する支援」については、ほかのものに比べるとすごく件数が少なく感じるように思うんですが、先ほど会長さんからもお話しがありましたように、学齢期やその前の療育期ですと、市の委託相談支援事業以外の、例えば子育て支援課だとか、あるいはうちの施設でも発達支援のことをやっておるんですが、そちらではかなりの件数があると思うんですね。

今日は資料を持ってきていないんですが、発達支援のほうでの相談については、具体的なお名前等がわかっている方だけでも200件くらいの相談があるんですが、ライフステージに沿った形でこれから支援を進めていくとなった場合には、やはり障害者福祉課以外の課の部分との係わりも重要になってくると思います。例えば、高齢の障害者はものすごく多いですので、高齢福祉分野との連携も必要です。ですから、そういうところの環境をどうしていくかが非常に重要なのかなというふうに思いました。それができるようになりますと、ライフステージに沿った形で、必要なときに必要な支援が組み立てられていくような形になると思うので、ちょっと感じたことだけでも、お話ししてもらいました。

会長： ありがとうございます。そうですね。今、自立支援法の中で個別支援計画をつくるっていうようなものがあるんですけど、なかなかそれが進まない。個別支援計画がきちんとした形でつくられると、その人の途切れない支援の継続性が保障されるということが言われているんですけども、現状はなかなか作りにくい状況にある。特に未就学期から学齢期に入ったとき、あるいは学校を卒業し就労や作業所に移ったときなどに、どうしても途中で支援の繋がりが切れてしまう可能性があるというように言われているんですが、そうではなくて、その人のライフステージに応じて、必要な支援が必要な時点で保障されるということを考えたときには、そういったトータルでの支援システムが今後必要になるであろうという、もっともなご指摘だというふうに思います。ほかに何か。

委員： 子どものところから発言させていただきますけれども、児童福祉法の改正が何回も流れちゃっていますけれども、その児童福祉法の改正の中で、障害児の相談支援事業をきちんと立ち上げようという話が出ています。現時点では自立支援法の枠組みの中での相談支援事業なので、こういう件数も子どもに関しては少ないという現状になっていると思うので、そういった国の流れも含めて、障害児の部分、障害児から大人になって、高齢期に入ってというところの相談支援事業のところをご検討いただければと思います。

会 長： ありがとうございます。ほかに何かご指摘が。あと相談支援部会に出席された方から、この部分はもうちょっと補足したほうがいいというところがあるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

(発言者 なし)

会 長： よろしいですか。では、今伺った意見をもとに、第2回の相談支援部会でまとめていきたいと思えます。

(4) 府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会からの検討課題について

会 長： それでは、議題の4番「府中市立心身障害者福祉センター事業検討部会からの検討課題」について資料の説明をお願いします。

事 務 局： それでは皆様、資料4をお手元にご用意ください。6月の第1回全体会では、「府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会における、事業見直しについてのまとめ」という資料を配付させていただきました。この資料をもとに皆様に検討を進めていただきました。

その中で、「全体会での協議を依頼する事項」というところにつきましては協議が終了したんですけども、「市長答申へ盛り込むことを前提に全体会へ報告する事項について」というところは、時間がなくなってしまい、まだ協議が済んでおりません。

つきましては、本日資料4として、第1回全体会の資料より一部抜粋したものを配付しておりますので、内容についても一度ご確認くださいまして、どのような形で市長答申に盛り込んでいくかを協議していただければと思います。

会 長： ちょっと前の会議の内容になるので、皆さん記憶を呼び戻していただかないといけないんですけども、心身障害者福祉センター事業検討部会の中でまとめた事項がありまして、指定管理者の選定の際に言及することによってある程度解決できるのではないかとこの事項については、私のほうで指定管理者選定会議のほうで提出させていただきました。

それ以外の市長答申に盛り込む事項について、前回の会議の中で時間切れのような状態で残ってしまいましたので、それが資料4で2点挙げられている事項なんですけれども、これは事務局のほうでまとめていただきましたが、この内容についてこれでいいのかどうかということを今日確認いたします。

1点目については、施設が27年経過してあちこちいろいろな部分が生じているんですけども、それについてきちんと改修計画を作成し、実施し、利用者に対して何か不測の事態が生じないようにきちんと対応していただきたいというような内容になっております。この点についてはいかがでしょうか。

(発言者 なし)

会 長： 特によろしいですか。この表現でよろしいでしょうか。

委員： 表現はこれで思うんですけども、開館したのが1982年だと思いますので、28年経っているんじゃないかなと…。

会長： 去年の会議のときに27年と言っていて、そのまま数字が残っちゃったんですね。そこからもう1年経ったので、今でいえばこの部分は28年ということで、訂正をお願いいたします。

事務局： わかりました。

会長： ほかにはよろしいですか。では、(2)の事業の人的・場所的拡充についてというところ。こちらのほうがいろいろ内容がありますので、皆さんご意見があるかと思いますが、この中であげているのは「み～な関連事業」、「あゆの子関連事業」、「生活介護事業」、それから「移動支援事業（循環送迎バス事業）」です。

「み～な」に関しては…といっても、「み～な」に限らず全てなんですが、身障センターで行っている事業は、府中市として行っているそれぞれの事業の中核的な存在であることは間違いないと。それは皆さんの一致した認識であろうかと思います。

その中で、身障センターが中核的な存在として行わなければいけない事業は何なのかということを中心に整理して、人員も場所も限られていますので、どうしてもやらなければいけない事業は最優先。その後、余力があればという形になっていくのかと思うんですけども、現在行っている事業を見直していただいて、削れるものはほとんどないとは思いますが、ほかに任せてもいいものは任せてしまって、どうしても身障センターでなければいけない事業をきちんと続けていただくことが必要ではないかというのが、議論の基本の線としてあったように思います。

その中で出てきたのがこの資料の文章なんですけれども、この資料4の下3分の1くらいのところに「参考」とあるここから下は参考資料になるので、市長答申にはこの部分は盛り込まれないです。上の部分が市長答申の中に入る文章になります。何かご意見がありましたら伺いたいと思います。

(発言者 なし)

会長： なかなかきょうこれ見てすぐに意見をとんでも難しいかと思いますが、何か気がついたことがあれば次回の会議までに事務局のほうにおっしゃっていただきたいと思いますが、例えば「あゆの子」に関しては、多摩療育園でされている通園の部分との関係性をどうするのかという部分もあろうかと思いますし、その辺をきちんと詰めたほうがよければやはりそういった文言をいれたほうがよければ指摘していただきたいというふうには思いますけれども…。

委員： ちょっと問題からそれるかもしれませんが、「み～な」の心理士の方がおやめになったと聞いておりますので、補充がなされたのかどうかとか、今の職員体制など教えていただけるといいのかなと思ったのですが。

委員： 嘱託で心理士がいたんですが、都合で退職いたしましたので、現在募集をかけております。見つければ欠員補充となりますので、職員体制は変更ありません。

委員： 質問ですが、この資料4の「参考」の部分はすごくよくまとまっているのに、全

く答申には載らないということですが、文言の中で「各事業の評価を参照すること」というところがあるので、別の資料の評価というんですかね。具体的なものが無いのにどういう返事がされるのか。すごく素朴な疑問で済みません。

なんでかという、私はお子さん関係の仕事をしているんですけれども、つい先日いらっしゃった方が「あゆの子」さんに相談をしたいと言って電話をかけて、予約が3カ月後と言ったかな。すごく先だったんですね。年中さんだったんですけれども、子どもの3カ月ってすごく大きくて、もったいないなと思ったことがちょっとあって。待ちきれないからということであらっしゃったんですけれども、すると本当に件数と人数と時間と部屋数ですかね。そういうもろもろの、何というかパーセンテージというか、利用者のニーズの件数と提供できる人数と、そういったものの割合とかが物すごく不足しているのであれば、そういった情報がきちんと伝わるというなと思ってちょっとお話をしました。

会長： この辺の具体的なデータを提言書の中に盛り込むとかどうかということの確認ですよね。済みません、事務局お願いします。

事務局： 市長から皆さんへ検討依頼をしたとき、今後の事業のあり方について、方向性をお示ししていただけたらということをお願いをさせていただいたと思います。部会の中では、個別具体的な11事業の第三者評価の資料をベースにコメントいただいたところではございますけれども、細かいひとつひとつのことではなく、今後のあり方、方向性という視点でご覧いただき、今まで11事業やっているものを引き続きすべてやっていくのか、あるいは今後の需要に見合った形の優先的なものを少し抽出してやっていくのかどうかとか、そういうご意見を出していただけるのが一番ありがたいなと私自身は思っておりますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

会長： 今の説明でよろしいですか。ここで「場所的拡充について」ということで4点挙げられているんですが、例えば機能訓練は市内でほかに受け入れてくれる場所もないので、身障センターで継続すべき事業ということで確認をしていたと思いますが、これだけを身障センターで今後やるということではなくて、この部分については非常に場所的にも人的にもかなり厳しい状況にあることが予想されるので、もう少しほかに場所を確保するとか、例えば人的にもう少し厚くしていくとかということを考えてほしいというような流れになっていくだろうというふうに私は思っているんですけれども、その辺のきちんとした具体的な内容がわかるような資料を、事務局には提言書としてまとめていただくようお願いしたいというふうに思います。

ほかに何かご意見ありますか。

委員： 生活介護事業は具体的にどういうことをやられるのか、具体的に教えて下さい。

委員： 障害者自立支援法の中の、介護給付サービスのひとつという位置づけになります。障害程度区分認定が3以上の方が利用しております。活動内容としましては、日中活動の場ということで、創作的な活動を一般的にやるんですけれども、革細工だとか陶芸だとか、あと運動。いろいろな幾つかのプログラムをつくって、個別援助計

画、支援計画に基づいて事業を行っています。ですから、府中市内でセンターだけが生活介護を行っているわけではなく、みずきさんとか、あと共作さんも生活介護を行っています。

委員： わかりました。

会長： 生活介護っていうと、ヘルパー派遣するみたいなイメージがあるんですけども、自立支援法の中でそういうふうに言葉が決められているので、イメージとしては昼間作業所に行っているいろいろ活動するその内容というふうに考えていただければわかりやすいかと思います。

ほかに何かご質問、ご意見はよろしいですか。

委員： 「あゆの子」と、それから多摩療育園での小さい子どもさんのケアのことというのは、多摩療育園っていうのは病院と……。

委員： 肢体不自由児通園施設なんです。

委員： 肢体不自由児通園施設。

委員： 肢体不自由児通園施設と、あと病院の部分があります。

委員： わかりました。自閉症の子どもも病院のほうに行っていて、そして様子を見ていただいて、そして「あゆの子」さんのほうで療育みたいなことをしていただいている。それで両方に行けるということですか。

委員： 自閉症のお子さんはそういう形です。

委員： わかりました。ありがとうございます。

委員： あとは定期的に多摩療育園さんのほうからドクターがこちらのほうに。そしていろいろ情報交換をさせていただいたり、連携をさせていただいております。ただ、お話のあったようにあくまでも発達におくれがあるか、つまりきがあるというお子さんが対象ですので、肢体不自由の方等についてはうちのほうは受け入れがそこまでいいいけませんので…。

会長： 今問題になっているのは、肢体不自由と軽度の知的な障害をお持ちの方の行くところがということですよ。

委員： あと知的障害の重度の方も、歩き始めがすごくゆっくりのお子さんがいらっしゃるので、3才くらいになってようやく歩けるようになった。でも多摩療育園は肢体不自由の施設なのでちょっと合わなくなってきた。でも「あゆの子」さんだともっと元気なお子さんがたくさんいるので適切とも言えないという問題なんです。

「あゆの子」と多摩療育園の住み分けというものなんとなくこんな形になっているだけなので、市の方と東京都できちんとお話し合いをしたっていいいんですよね、多分。

委員： 市のほうといろいろと情報交換という現状だと思います。

委員： 今後、「あゆの子」をはじめとした市の施設の対象の方を決めていくときに、多摩療育園だけじゃないですけども、ほかの施設とも連携をとったり、話し合いをしながら市の方針を決めていただけていっていただけるというような文言が盛り込んでいただける

と少しいかなと思っています。

もう1点、お子さんに関連して2ページのほうは直接の答申には当たらないんだと思いますが、2ページの一番下の段落のところ、「今後障害児の通所先も原則的として保育所になっていく」という文言がありますが、確かにそうだとは思いますが、そうなると児童デイサービスに毎日通うお子さんは少なくなってくる可能性はもちろんあるんですけども、今「あゆの子」さんでやってらっしゃる発達支援の外来グループとお呼びしているような部分は減ることはないと思うんです。今年、外来グループの対象の方が120人を超してらっしゃいますよね。

委員： はい。9月からは保健センターの場所を借りて2グループかな、月に2回にふやしていますので。

委員： 去年は「100人超しちゃったのよ」というのを聞きまして、だから毎年毎年、保育園とか幼稚園に行かれないながら「あゆの子」さんを使われているという方がふえてらっしゃるんだと思うので、ここの部分が減るっていう認識だと違うかなと思いますので、そこのところちょっと提言を工夫していただければなと思います。

会長： 今のご指摘について事務局のほうでは注意をよろしくお願いします。

障害児の部分は自立支援法の中でも抜け落ちていたところなので、制度が宙ぶらりんだり、いろいろなところから引っ張ってきて何とかつないでいるみたいな部分が多いので、どこかに引っかかっているようで引っかかいていない人も多分いらっしゃると思うので、府中市の計画の中でどんな人にもきちんと手を差し伸べる計画をつくるというようなことがうたわれておりますので、その辺をきちんと網羅できるような支援のシステムにつなげていけたらなというふうには思います。

ほかに何かありますか。

委員： お願いというか、改めての要望なんですけれども、障害者雇用の展開というところでいうと、発達障害の方というのがふえているという話でしたが、これは全国的に見ても本当に急増している方たちです。

とくに問題だなどいうふうに感じているのは、先ほど会長もおっしゃられていましたが、特別支援学校だと、ある程度就労についての準備や支援のかかわりがあるけれども、一般校にいる方はやはり抜け落ちてしまって、社会に出たときにつまずくというケースがとても多くなっていると思いますので、「み～な」さんや市のケースワーカーさんとの連携というのは、今後の課題になっていくだろうなというふうに思います。

それと、精神障害者の方が比較的多い地域であるということと、知的障害の方についても、企業側から『雇用は支援機関つきでお願いします』と言われるケースがとても多くなってきていますので、面接の同行をお願いされたりとか、定着についてもとても多くを求められていますので、そういったところで、あそこの地域はやってくれるけれども、ここは余り動いてくれないとかっていうことはあってはいけないことだと思いますので、どこの地域でも同じようなサービスができるようにぜひ

努力と連携をお願いしたいと思います。

会 長： ご指摘があったように、なんとなく普通校を卒業してきたけれども、就職のところでつまづく方というのは多いというふうに聞いていますので、そこで支援が切れずに、包括して支援できるようなシステムになるように、相談支援の部分でも、ライフステージに沿ってきちんとその人の必要な時期に必要な支援が受けられるようなシステムを考えていくという方向に進みたいと思います。

まとめの部分でも、文書として残していけるようにしたいというふうに思います。ほかに何かありますか。よろしいですか。

(4) 次回日程について

会 長： きょうはすごく早いんですけど、次の5番「次回日程について」、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

事 務 局： 次回ですが、12月中の木曜日の午後に開催させていただきたいと考えております。時間帯につきましては、いつも14時から2時間ということでやらせていただいておりますので、特にご都合の悪い方がいらっしゃらなければ2時ごろからということで考えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、最後の全体会で、市長への報告書をまとめる作業に入っておりますので、なるべく多くの委員さんにご出席いただければと思いますので、もしご都合の悪い日があらかじめわかっているようでしたらお教えいただければ幸いです。本日でなくても後日でも構いませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

会 長： ご都合の悪い日がもしあれば、早目に事務局のほうにご連絡いただきたいというふうに思います。

(5) その他

会 長： ではその他、何か事務局のほうからありましたらお願いします。

事 務 局： 事務局のほうからは、本日は特にございません。

会 長： 今日は珍しく早く終わったんですが、どなたか、どうしても言っておきたかったことがあれば…。

さっきのところちょっと抜けちゃったんですが、「顔の見える関係性作り」というのがあったんですけども、何かあったときにやっぱり知っている人に言うのと全然知らない人に「すみません、この用件でお電話いたしました。どこそこの何々です」って言うのとでは、話しやすさっていうのも違うし、顔の見える関係づくりっていうのは必要ですよっていうのは専門部会の中でも話し合われたんですが、それをどうやってつくるかっていうのは先ほど事務局のほうから説明があったんで

すけれども、改めてそういうことで集まるということではなくて、例えばこういった会議の後のあいた時間で、ちょっと最近どうでしょうねみたいなことで話をする中でも、関係はできるのではないかというような話をしておりました。

…ということもありまして、せっかく早く終わったので、ちょっとの時間ですが、もし何かお話しされたいことがあれば伺いたいのですけれども。いかがですか。

委員： 直接関係はないと思うんですけども、高齢者の方でひとり暮らしの方がいっぱいいますよね、今。

会長： 高齢者、はい。

委員： その方で認知症が入ったりとか、書類がいっぱい送られてきても見てもわからないとか、どう書いていいかわからないという人が多いらしいんですね。そういうのはだれがどういうふうにサポートしているのかなと思ったんですけども。

会長： 多分65才以上の方は介護保険優先ということで、高齢者の在宅サービスセンターの方とかが相談に乗っていらっしゃるんだらうというふうには思うんですけども。

委員： でも、その書類がどういう意味かもわからないでほっぽり出したりする。そんなの来たかどうか知らないという人が多いらしいんです。

事務局： 各エリアに地域包括支援センター、または在宅介護支援センターというものがございます。つまり高齢者の方の総合相談窓口なんですね。そちらのほうで、例えば電話でも相談に乗りますし、職員が出向いて行きます。それから見守り支援ネットワークというのをつくっておりますので、さりげない見守りをしております。

包括支援センターのほうでは、自分のエリアの中にどういう高齢者の方がいるか、ひとり暮らしだとか高齢者のみ世帯だとか、認知症の方とか、そういう情報を日々収集しているんですね。

あと民生委員さんとか地域の連絡の会議を持っていますので、そういうところで情報収集して、ご本人から発信がなくてもさりげなく近づいていくとか、そういうやり方で支援しています。

もし具体的に「この方は大丈夫かしら」とかありましたら、本当に遠慮なく包括支援センターとか在宅介護支援センターのほうに言っていただければ、既に情報を持っているかもしれませんが、あるいは「初めて聞く情報だった。ありがとうございます」ということで対応していくと思われま。

委員： 私、一応「生活と健康を守る会」の理事をやっているんですけども、新町の公営団地にいる方で、書類が公的機関から何回も来ているが全然わからなくてほっぽり投げておいたら、いつの間にか家賃が急に高く上がっちゃって「出ていけ」って言われたらしいんですね。そういうのも知らない人とか、何の書類が来ているのかもさっぱりわからないとあって、どこ行っちゃったかもわからない人とかも多いらしいんですね。

事務局： 新町でしたら、しんまち在宅介護支援センターが新町文化センターの南東のあた

りにありますのでそちらのほうに、もし現実にお困りの方がいらっしゃるでしたら、そういう情報を遠慮なく提供していただければ。ぜひ活用してください。

委員： ありがとうございます。

会長： 知っているようで意外と知らないことって結構あると思うので、思い込みとかですよね。こんなこと言ってもしょうがないとかあるので、無駄な努力と思わずにきめ細かく、繰り返しやっぱりいろんな方法でアプローチしていくのが大事だなというふうに思いますね。

あと、「嫌な思いをしないで済む相談」というのが出たんですね。同じ事を何回も言われるとか、「そんなこと言ったって無理よ」と突き放されたとか、そういう思いを1回しちゃうと、相談なんかしてもしょうがないと思ってどんどん悪い方向に事態が行ってしまったりすることがあるので、やはりその最初の取っかかりの部分でそういう思いを抱かせないような相談支援のシステムがあれば、落ちていく人が1人でも減っていくんだよねという話はいたしましたので、その辺も含めて次回の相談支援部会では具体的な提案というか、まとめに入っていくと。

そのときに相談支援事業所の方にも入っていただくことになろうかと思しますので、支援事業者だけがそういうことをするのではなくて、かかわりのある人が常にそういう意識をもって周りを見ていくと、1人でもそういう人が減るのかなというような思いがしますね。

全然違う話で、社協のまちづくりの小地域懇談会に出たのは、府中市のごみの収集方法が変わって、色の袋に入れるようになった。あれで認知症の高齢者がわかるんじゃないかというようなことを町内会の自治会の方がおっしゃっていました。分別の仕方がわからない。そこで地域の例えばひとり暮らしの高齢者の方で、そういった対応ができていない人はちょっと要注意というか、見守りの対象にしなきゃいけないというふうに思うんだということをおっしゃっていたので。

情報のつかみ方っていろいろな選択肢があって、どこかしらにヒントはあるので、それを逃さず捕まえていくっていうのは大事なんだろうなと思いました。

ほかに何か。

(発言者 なし)

会長： よろしいですか。一言もしゃべってない方とか何かもしあれば。よろしいですか。それではきょうはこれにて終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

以上